

Ⅲ 人口減少対策

～安全・安心で住みやすい暮らしの実現～

《人口減少・次世代対策》

16 デジタル技術の利活用に係る支援の充実と 基盤整備の促進について

【内閣府・総務省】

【提案・要望事項】

- **地方創生の実現に向けたデジタル技術の利活用と人材育成に係る支援の充実**
 - ・ デジタル技術は、地域課題の解決を通じた地方創生の実現に大きな役割を果たし、人口減少や少子高齢化が急速に進む地方でこそ真価を発揮するものであるため、民間企業や行政など様々な分野での利活用の促進や、デジタル人材の育成・確保に向けて支援の充実を図ること。
- **地方における5G通信基盤整備の促進**
 - ・ 地方においても都市部と同じスピードで基盤整備が遅滞なく進むよう、通信事業者を適切に指導するとともに、条件不利地域での基地局整備に対してインセンティブを付与するなど、必要かつ十分な財政措置を講ずること。
また、経営基盤の脆弱な地方の中小企業であってもローカル5Gの導入に積極的に取り組み、地域経済の活性化につながるよう、導入経費に対する支援措置を講ずること。
- **地方自治体の5G利活用促進に向けた技術的・財政的な支援の充実**
 - ・ 5Gの利活用による地域課題の解決や地域経済の活性化に向けた地方自治体の積極的な取り組みに対し、技術・財政両面からの支援充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- **地方創生の実現に向けたデジタル技術の利活用と人材育成に係る支援の充実**

人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面する様々な課題を克服し、さらにはピンチをチャンスに変えて地域の魅力を向上させ、持続可能な地域づくりに導いていくためには、デジタル技術を活用した施策を積極的に展開し、地方創生の実現を図っていく必要があり、医療の維持・確保や防災・減災対策、学校教育の高度化に加え、深刻化する労働力不足への対応や生産性向上等による産業振興など様々な地域課題の解決に向けた利活用の促進や、そのために不可欠となるデジタル技術を地方において的確に導入できる人材の育成・確保に向け、税財政をはじめ様々な視点からの支援が求められている。
- **地方における5G通信基盤整備の促進**

5Gはデジタル技術による地方創生の鍵を握る基幹インフラであるが、地方での利活用進展のためには、5G基地局（高度特定基地局以外の基地局含む。）等の通信基盤が都市部と同じスピードで着実に整備され、都市と地方でサービスの格差が生じないように、免許を付与した国において、通信事業者に具体的な整備計画を早期に開示させるなど、適切に指導する必要がある。

さらに、人口減少が進む中山間・離島地域など条件不利地域における5G基盤整備に対する実効性の高い補助制度の創設や、自治体負担が生じる場合における十分な財源措置、条件不利地域での基地局整備状況を勘案した電波の新規割当てに際しての事業者へのインセンティブ付与など、国土全体でのバランス

の取れた5Gの普及を着実かつ迅速に進める必要がある。

また、ローカル5Gは、基地局整備の進捗に関わらず、地域課題等に応じて、地域の企業や自治体が5Gネットワークを柔軟に構築できるというメリットがあり、それぞれの地域が有する課題の解決や、産業面での利活用等を通じた地域経済の活性化につながることを期待される。

しかしながら、基地局整備やシステム構築には多額の経費負担を伴うとともに、専門的知見等も必要であるため、技術・財政両面の支援が必要である。

○ 地方自治体の5G利活用促進に向けた技術的・財政的な支援の充実

5Gは今春から商用サービスが開始されたところであるが、地域課題の解決や地域経済の活性化に向けた利活用を加速し、地方創生の実現につなげていくため、積極的な取組みを進める地方自治体に対し、継続的な技術・財政両面の支援が必要である。

【愛媛県内の取組み】

○ 県のデジタル技術の利活用等に向けた取組み

県では、平成30年度からデジタルマーケティングの取組みを開始し、誘客促進や県産品販売促進等の分野において実績を積み重ねているほか、令和2年春の5G商用サービス開始を見据え、その活用方策について通信事業者の知見も活用しつつ庁内横断的に検討を進め、令和2年度から、

- ・ 高精細映像を使った遠隔医療のモデル事業の実施
- ・ 救急医療現場における高精細映像等の迅速な患者情報提供システムの構築
- ・ 4K画像のリアルタイム伝送による農家への普及指導体制の強化
- ・ 家畜生体情報の高度利用技術の確立
- ・ 県内企業による5G関連製品の開発を支援する研究施設の整備

などに取り組んでいる。

さらに、県政の幅広い分野でデジタル技術の積極的な導入を図り、効果的な活用につなげていくため、その司令塔として新たに「デジタル戦略室」を設置するとともに、デジタル技術の活用方針を示す新たな戦略づくりに着手するなど、デジタル技術の急速な進展に即応した取組みを推進している。

○ 民間主体の取組み

(株)愛媛CATVが、同社の光ファイバ網にローカル5Gを組み合わせて4K・8Kの高精細映像伝送を行う国内初の実証実験を令和元年6月に実施したほか、同年12月、愛媛大学と(株)NTTドコモが中心となって、県も参画し、造船所では全国初となる、5Gの高精細映像を使ったクレーン操作の死角解消を図る実証実験に取り組むなど、5Gの導入に向けた県内企業や大学等の動きも活発化している。

【実現後の効果】

- ◇ デジタル技術を活用した地域課題の解決による持続可能な地域社会の実現
- ◇ 地方での新たな市場創出等を通じた地域経済の活性化

県担当部署：企画振興部政策企画局総合政策課デジタル戦略室

17 移住の促進や関係人口の拡大に向けた 対策の強化について

【総務省・内閣府・文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) テレワーカーの地方還流促進による東京一極集中の是正

- ・テレワーカーを地方に還流させる仕組みを構築するとともに、国の移住支援事業を更に拡充し、コワーキングスペースの整備支援や地方とのマッチング支援など、受入環境の整備に対する十分な財政措置を講じること。

(2) 地方拠点強化税制の拡充・強化

- ・地方への人口移動や、災害・感染症等の危機管理の面でも有効な、本社機能の分散・地方移転を推進するため、地方税の独自減税分の特交措置や過疎地域に有利な税制措置など、地方拠点強化税制の拡充を図ること。
- ・移転費用等への国庫補助など、支援を強化すること。

(3) 首都圏の大学生が地方と交流する仕組み等の構築

- ・首都圏の大学生が地方との交流の一環で行うフィールドワーク等の活動を大学の単位として認定する仕組みを、全国的な制度として整備すること。
- ・地方との連携事業等を、国立大学法人運営費交付金の評価指標及び私立大学等経常費補助金の特別補助項目に追加すること。

(4) 地域おこし協力隊制度の緩和

- ・地域おこし協力隊の更なる導入促進と定着率向上を図るため、一般職非常勤職員として任用する場合の兼業制限等について、柔軟な適用が可能となるよう制度要件を緩和すること。また、都市部からの有能な人材確保のため、募集に当たっての参加者負担も特別交付税措置対象とするなど大都市近郊地と遠隔地との格差是正を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

人口減少の緩和や東京圏への人口の一極集中の是正を図るため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月閣議決定）では、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」を基本目標の一つに掲げ、地方移住や就学・就職による若者の地方定着、関係人口の創出拡大等に向けて、国と地方公共団体が連携して取り組んでいくこととされている。

本県においても、人口減少対策を県政の最重要課題の一つに位置付け、令和2年3月に取りまとめた「第2期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、良質な雇用の場の創出や人材の確保、移住・定住の促進等に取り組み、社会減の抑制や地域を支える人材の安定確保を図ることとしている。

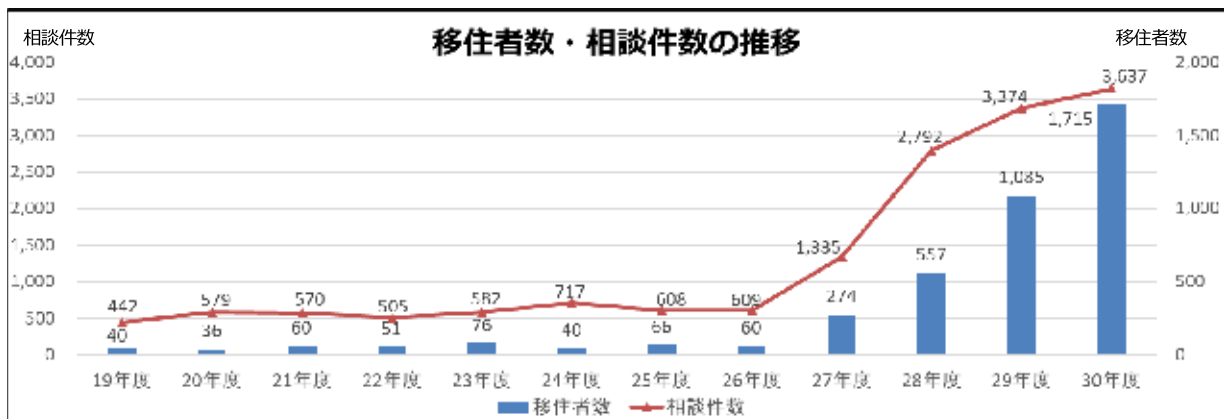
今後、テレワークの普及や自然災害・感染症等に対するリスク管理の強化など、社会情勢の変化に対応しながら、地方創生の取組を一層推進していくため、働き方の多様化を踏まえた受入環境の整備や定着支援のほか、リスク分散の面でも有効な、企業の地方拠点の形成・強化や関係人口の創出・拡大に対する支援の充実・強化、及び地域おこし協力隊導入における緩和を求めるものである。

【実現後の効果】

移住環境の整備や安定した雇用の創出により、社会減が抑制されるとともに、関係人口の拡大や地域課題の解決に必要な高度人材の確保により、地域活性化が図られる。

県担当部署：企画振興部地域振興局地域政策課

【愛媛県の移住者数】

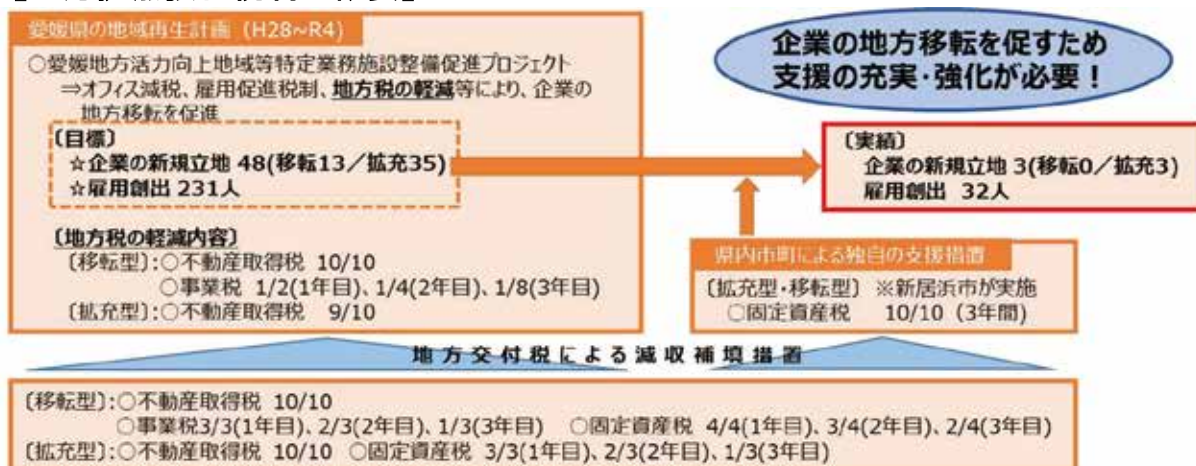


年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
移住者数	40人	36人	60人	51人	76人	40人	66人	60人	274人	557人	1,085人	1,715人
相談件数	442件	579件	570件	505件	582件	717件	608件	609件	1,335件	2,792件	3,374件	3,637件

第2期愛媛県版まち・ひと・しごと総合戦略

指標	基準値 (H30年度)	目標値 (R4年度)
県外からの移住者数	1,715人	3,500人

【地方拠点強化税制の概要】



【地域おこし協力隊の導入状況】※隊員の県内定着率 68.8% (全国 62.6%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
導入市町数	0	3	4	4	5	10	13	16	18	19	18
隊員数	0	5	9	21	24	39	53	70	87	96	102

【愛媛県版地域おこし協力隊OB・OGを活用した支援体制】

一般社団法人えひめ暮らしネットワーク

移住コンシェルジュ・地域おこし協力隊OB・OG等が中心となり、『愛媛で自分らしく暮らし働く』人達をつなぎ、支援する**会員制のネットワーク組織**

設立：令和2年2月27日
 会員：現役隊員及びOB・OG
 目的：発信力を活かした県外からの移住者、協力隊の誘致
 移住者・協力隊へのサポート体制の充実
 県内外の地域団体との連携による地域人材の育成
 各地域の移住相談員との連携強化による移住促進
 代表：板垣 義男（移住コンシェルジュ、県集落支援員）



移住促進サポート
 地域おこし協力隊や移住者のネットワークを駆使して、きめ細やかに移住希望者にとって安心感のある移住促進

地域おこし協力隊「相談デスク」
 県内協力隊を対象に活動の悩み等にOB・OGが電話やメールで対応。出張相談交流会も開催予定

ローカルビジネスサポート
 補助金、助成金、セミナー等の情報提供、ネットワークを駆使した人材マッチング、各種研修会等を開催予定

自治体へのサポート
 協力隊受入や移住交流に関する自治体への各種サポート、WEBサイト、SNS、イベント等でのPR活動

18 少子化対策・子育て支援の充実について

【内閣府・厚生労働省】

【提案・要望事項】

安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地方が単独で取り組んでいる事業の更なる充実・強化のため、安定的・効果的な財源措置を講じること。

(1) 地域の少子化対策への財政支援等

- ・地域少子化対策重点推進交付金は、単年度の制度であり、交付対象が限定されているなど制限が極めて多いことから、地域の実情に応じた少子化対策の強化や子育て支援の充実のために実施する事業に充当できるようにするとともに、安定的な財源を確保すること。

(2) 全国一律の医療費助成に対する財源措置

- ・現在、全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担額調整措置については、全面的に廃止すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○ 地域の少子化対策への財政支援等

地域少子化対策重点推進交付金は、対象となるメニューが極めて限定的なうえ、複数年事業及び子育て期全般に関する取組への補助率が低いことから、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するための弾力的な運用及び当初予算規模の大幅拡充と補助率の引き上げが望まれる。

○ 子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成

これらの医療費助成は、財政的制約がある中、全国的に各自治体の自助努力によって実施されているが、地方の財政負担が大きいことや、居住している自治体間の財政力によって利用者負担に大きな格差が生じている。

国民皆保険が義務付けられている我が国において、子どもの窓口負担の法定割合については、未就学児は2割、小学生以上は3割となっているが、住所地によって、子どもにかかる医療費が違う現状であり、また、ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する助成も、地方公共団体によって対象者、自己負担等が異なっているため、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、不公平感が生じている。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については減額調整措置を行わないことが決定されているが、より一層の少子化対策のためには全面的な廃止が望まれる。

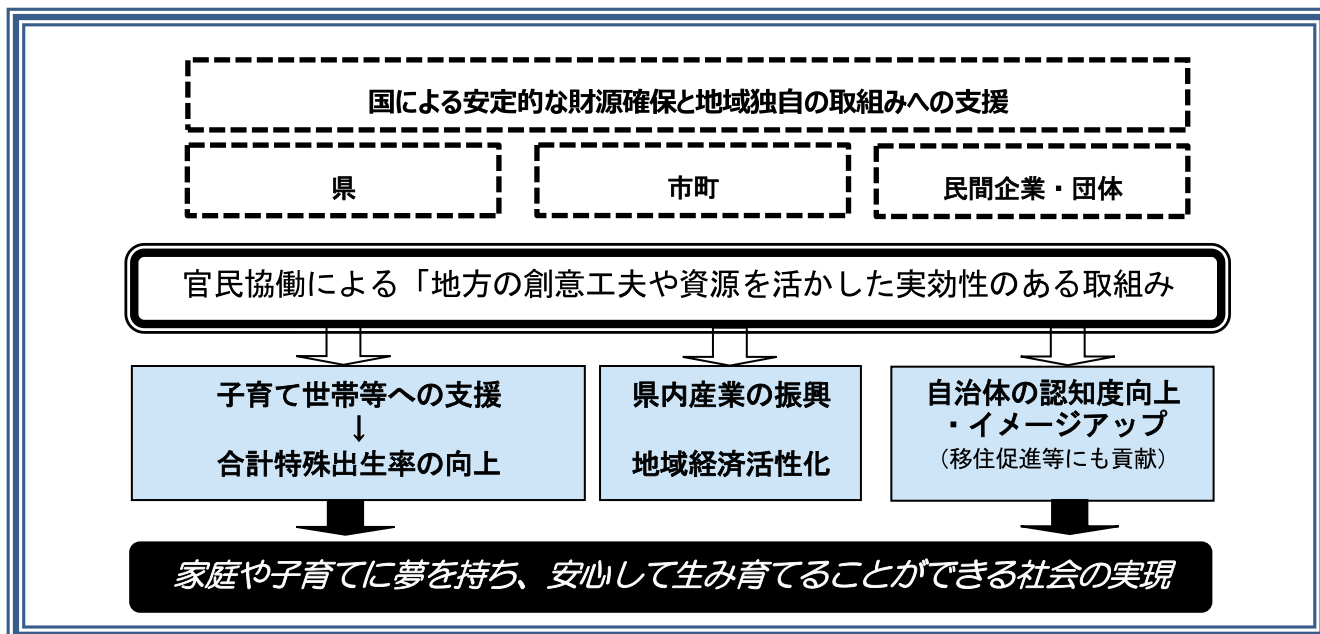
【実現後の効果】

- ◇ 地域ぐるみの少子化対策・子育て支援が推進される。
- ◇ 子どもを持つ家庭やひとり親家庭の負担の軽減、重度心身障がい者(児)の生活の安定等が図られ、少子化対策・子育て支援も促進される。

県担当部署：保健福祉部 健康衛生局 健康増進課

生きがい推進局 子育て支援課 障がい福祉課

○地域の少子化対策への財政支援等のあり方



○本県の医療費助成制度（概要）

(1) 子ども医療費助成

- ・対象：就学前の乳幼児
- ・助成範囲：入院・通院（3歳未満） 自己負担金全額
通院（3歳以上就学前） 1月当たり2,000円を超える額
- ・県予算額：30年度848,174千円、R1年度831,139千円
R2年度1,014,352千円

(2) ひとり親家庭医療費助成

- ・対象：ひとり親家庭の父母と児童（20歳未満・20歳以上で就学者等）、準ひとり親家庭（祖父母と孫・姉妹と弟妹）、父母のない児童
- ・所得制限：所得税非課税世帯
- ・県予算額：30年度500,865千円、R1年度474,975千円
R2年度466,339千円

(3) 重度心身障がい者（児）医療費助成

- ・対象：1級・2級の身体障害者手帳所持者、IQ35以下の知的障がい者、IQ50以下で、3～6級の身体障害者手帳所持者
- ・県予算額：30年度1,665,695千円、R1年度1,613,027千円
R2年度1,608,935千円

19 教員の業務負担軽減に関する支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 教職員定数の充実

- ・ 教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員定数の充実を図ること。

(2) 支援スタッフの配置促進

- ・ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに補助制度を創設すること。
- ・ 部活動指導員については、3年としている補助期限の撤廃や本県独自に配置を進めている高等学校の部活動指導員の国庫補助対象化など、補助制度を拡充すること。

(3) その他、中教審答申に基づく取組等への支援

- ・ 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現などを目指した新学習指導要領の円滑な実施も求められている。
- 一方で、教員の長時間勤務の実態が看過できない深刻な状況にあり、将来を担う子どもたちへよりよい教育を実践していく上で、学校現場の業務改善と教員の長時間勤務の是正は喫緊の課題となっている。
- 国では、公立学校の教師の勤務時間の上限の法令への根拠付けや、一年単位の變形労働時間制の導入を可能とするため法改正を行うなど、学校における働き方改革を強力に推進しているが、教員の業務負担軽減のためには、教職員定数の充実や教員を支援するスタッフの配置促進などが必要である。

【愛媛県内の取組】

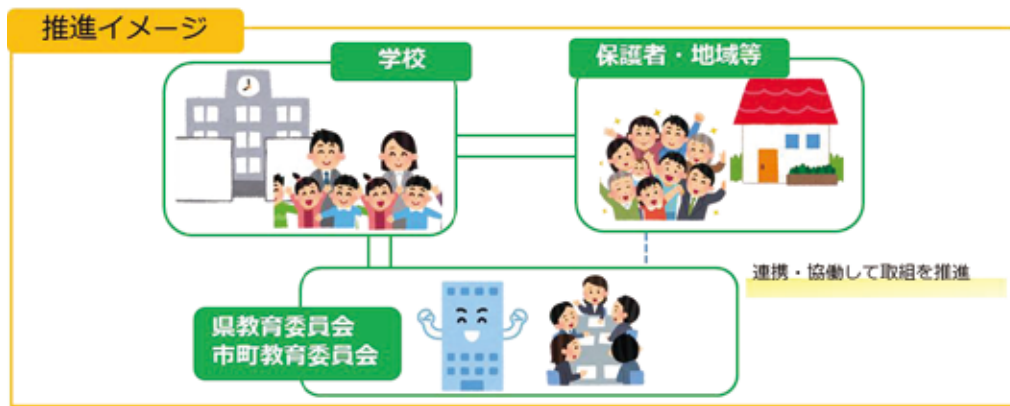
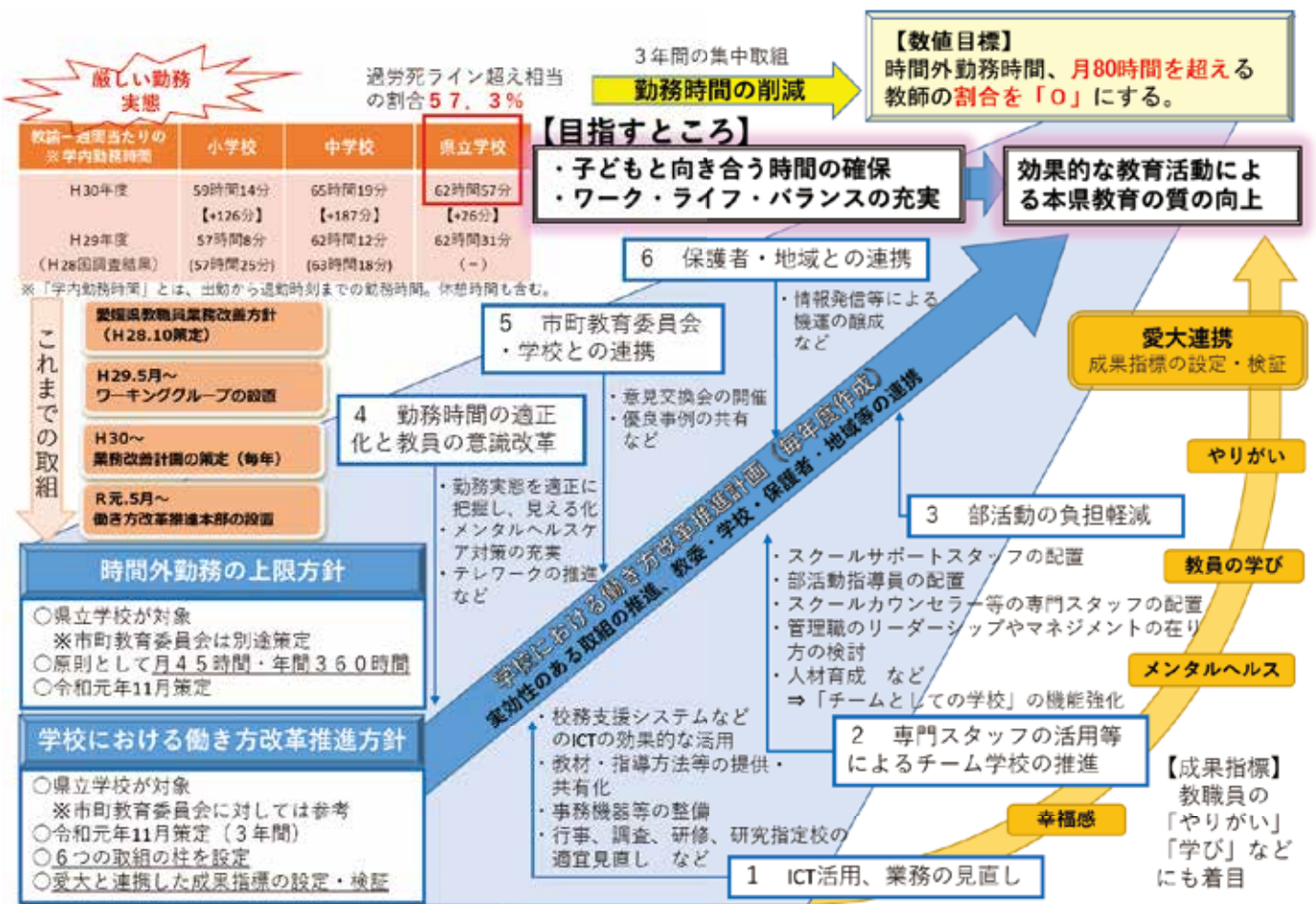
- これまで、「県教職員業務改善方針」や「部活動の在り方に関する方針」を策定し、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの外部人材を活用した教員の業務負担の軽減や、全県立学校への校務支援システム整備による事務処理の効率化を図るとともに、令和元年7月からテレワーク制度を導入。
- さらに、令和元年11月に「学校における働き方改革推進方針」や「勤務時間の上限に関する方針」を策定し、県立学校での今後3年間の集中的な取組として、校務支援システム等のICTの効果的な活用、勤務時間の適正な把握やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革に努めるほか、専門スタッフの活用等による業務負担の軽減など、オール愛媛体制でよりよい教育環境の整備を進めることとしている。

【実現後の効果】

- ◇ 公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課
管理部 保健体育課

愛媛県教育委員会における学校の業務改善に向けた取組



【専門スタッフの活用状況】

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを188人、県立学校にスクールライフアドバイザーを23人配置し、生徒指導を支援
- スクール・サポート・スタッフの配置 (R1実績→R2予定)
 - ・小中学校 54人→72人、県立学校 10人→13人
- 部活動指導員の配置 (R1実績→R2予定) ※高校は県独自で配置
 - ・市町立中学校 33人→43人、県立学校 9人→11人
- スクールロイヤー (弁護士1名) への令和元年度の相談件数は、年間17件

20 いじめ・不登校対策について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 相談支援体制の充実によるいじめ対策

- ・若年層の多くがコミュニケーションツールとして利用している、SNSを活用したいじめ相談事業に対する補助を拡充すること。
- ・弁護士や警察OBなど、専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、外部専門家を活用することに対して財政支援を行うこと。

(2) 民間フリースクールと連携した不登校対策

平成28年成立の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、不登校児童生徒に対する経済的支援の拡充のほか、フリースクールの運営への補助制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- いじめの未然防止や早期対応を図るためには、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備することが重要であり、従来の面談や電話相談に加え、若年層のコミュニケーション手段として定着している、SNSを活用した教育相談の有効性が認められているところである。また、いじめ問題がより複雑化する中、外部専門家を活用した第三者的立場からの調整、解決する取組の充実が一層、求められるが、同専門家に対する国庫補助は令和元年度で終了している。
- 不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するため、関係機関の連携を支援するコーディネーターには多岐にわたる役割が求められており、その役割を果たす人材の確保及び育成が課題である。
- また、経済的支援として、フリースクールの授業料等への補助の拡充やフリースクールの運営に対する補助制度を創設することにより、不登校児童生徒の教育機会を安定的に確保することが求められる。

【愛媛県内の取組】

- 令和元年度より、県単独事業として、県内全ての中高生を対象としたSNS いじめ相談窓口「えひめほっとLINE」を開設し、相談活動を実施している。また、県いじめ防止対策組織を設置し、いじめ対策アドバイザーとして弁護士や警察OBなど、外部専門家を配置している。
- 令和2年度より、国の制度を活用し、適応指導教室やフリースクール等に通う児童生徒や家族に対して交通費及び体験活動や実習費等の経済的支援を行うとともに、不登校児童生徒支援に係る関係機関との連携を支援するコーディネーターを配置し、要請に応じて支援を行う。
- 加えて、県単独事業として、令和2年度より、一定の要件を備えたフリースクールを「認定フリースクール」として、運営に係る費用の一部を助成するとともに、認定フリースクールが、生活困窮等のため授業料の支払いが困難な家庭に対し授業料を減免した場合、その減免額の一部の補填等を行う。

【実現後の効果】

- ◇ いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめ問題の早期解決
- ◇ 関係機関と連携を図り、経済的な支援を行うことにより、不登校児童生徒にとって、学校以外の場における多様で適切な教育機会の確保・充実につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・人権教育課

【SNSいじめ相談窓口 「えひめほっとLINE」事業概要】

1 実施概要

- ①相談対象 県内国公私立全ての中学生及び高校生等 約75,000人
- ②相談内容 いじめ問題に係る相談
- ③相談期間 9月・1月の火・木曜日
- ④相談体制 臨床心理士等の相談員4名及び責任者1名の5名体制
警察や関係機関との連絡体制あり
- ⑤周知活動 事業内容やQRコードを掲載したチラシとカードを生徒へ配布
- ⑥実施形態 SNSの相談体制に係る知見を有する民間団体に委託



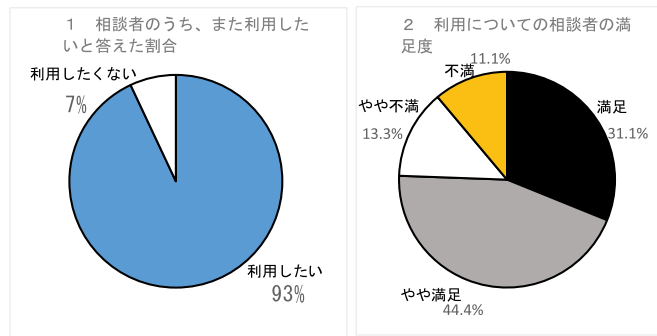
2 令和元年度実績

相談内容は、いじめに関する相談のほか、友人関係、心身の健康などの相談も多かった。

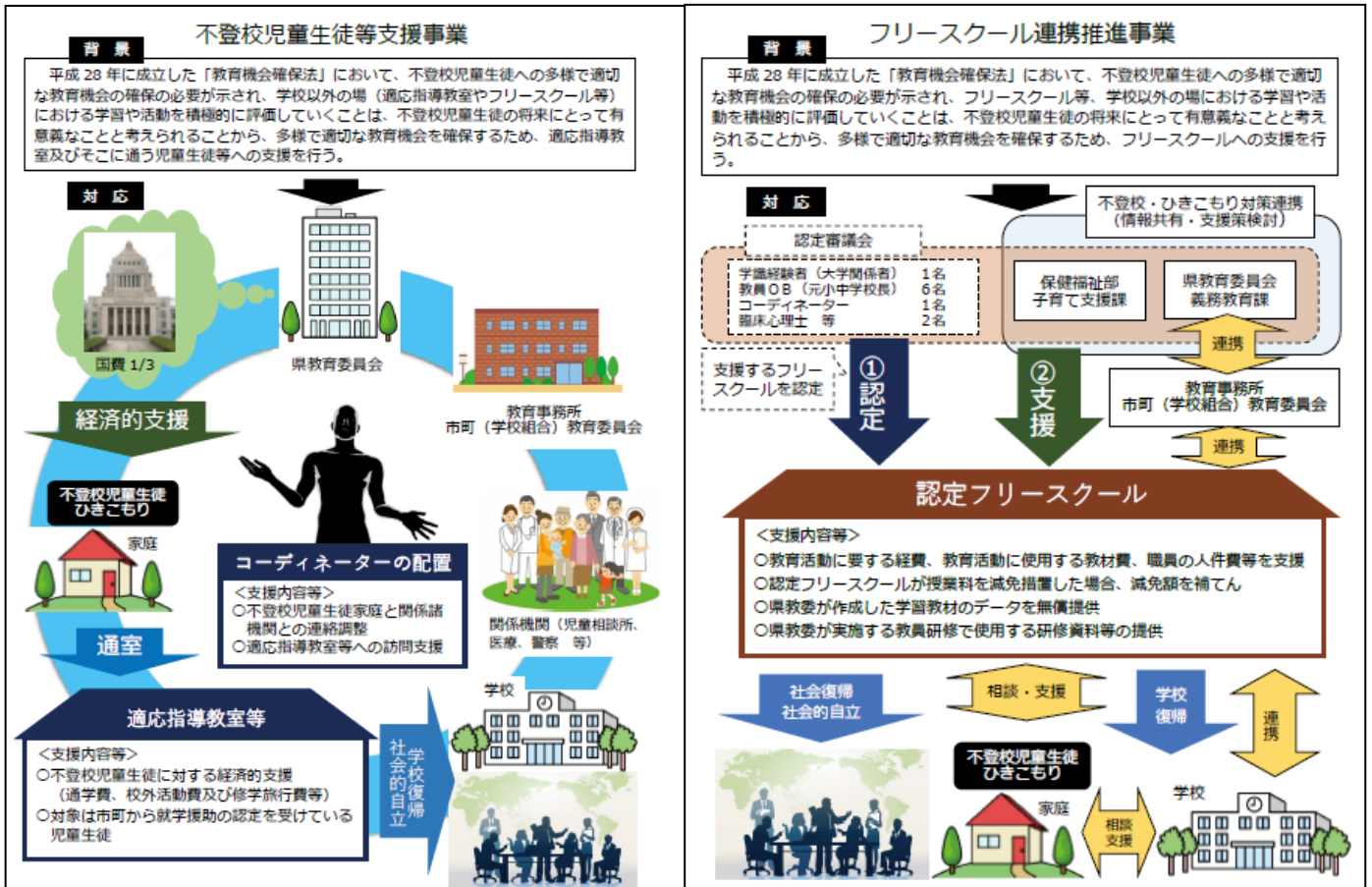
(相談件数)

R元年9月実施：157件
R2年1月実施：76件

利用後アンケート (R元年9月実施分)



【不登校対策関連事業】



21 教育の情報化の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 持続可能な「G I G Aスクール構想」の実現と高等学校の補助対象化

「G I G Aスクール構想」を持続可能なものとするため、機器の整備だけでなく、保守管理及び端末更新時の費用についても国庫補助対象とするとともに、高等学校に係る経費についても、義務教育段階と同様に国庫補助対象とすること。

(2) I C T支援員の配置拡充

今後のI C T機器の整備拡充を見込み、授業等での効果的な活用のため、I C T支援員の配置拡充に係る補助制度を創設すること。

(3) デジタル教材の充実、情報リテラシー及び指導力向上に係る支援等

授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材（情報モラルを含む）を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、児童生徒の情報リテラシーや教職員のI C T活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に関する特段の措置を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 目覚ましく進展する情報通信技術に対応して、21世紀にふさわしい学びと学校を創造するとともに、新型コロナウイルス感染症等のリスクに対処しながら学習機会を確保するためには、I C T環境の一層の整備と教育の情報化の推進が不可欠である。
- 児童生徒一人1台のP C端末を整備する「G I G Aスクール構想の実現」が国の令和元年度補正予算において打ち出されたところであるが、端末整備後の保守管理及び更新時の経費が自治体にとって、大きな負担となることが問題となっている。また、高等学校は補助対象外となっており、当該補助制度により端末整備が進む義務教育課程との間に格差が生じることが懸念される。
- 国の目標水準や補助制度により、今後、I C T機器の一層の整備拡充が見込まれることから、授業等での効果的な活用や教員の負担軽減のため、専門的な知識を有するI C T支援員の配置拡充が必要である。
- I C T機器等ハード整備が進む一方、ソフト整備が遅れていることから、授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のI C T活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する支援が必要である。
- 児童生徒に対する情報リテラシー教育、情報モラル教育が喫緊かつ重要な課題であることから、教員が共通で活用できるデジタル教材が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 全県立学校の普通教室と特別教室の内、計1,507室において無線L A N（学習系W i - F iシステム）の運用を開始しており、必要とされる教室への整備率は100%となっている。さらに、令和元年度から5年度までの5年間で電子

黒板機能付きプロジェクタを同室に整備する予定としている。

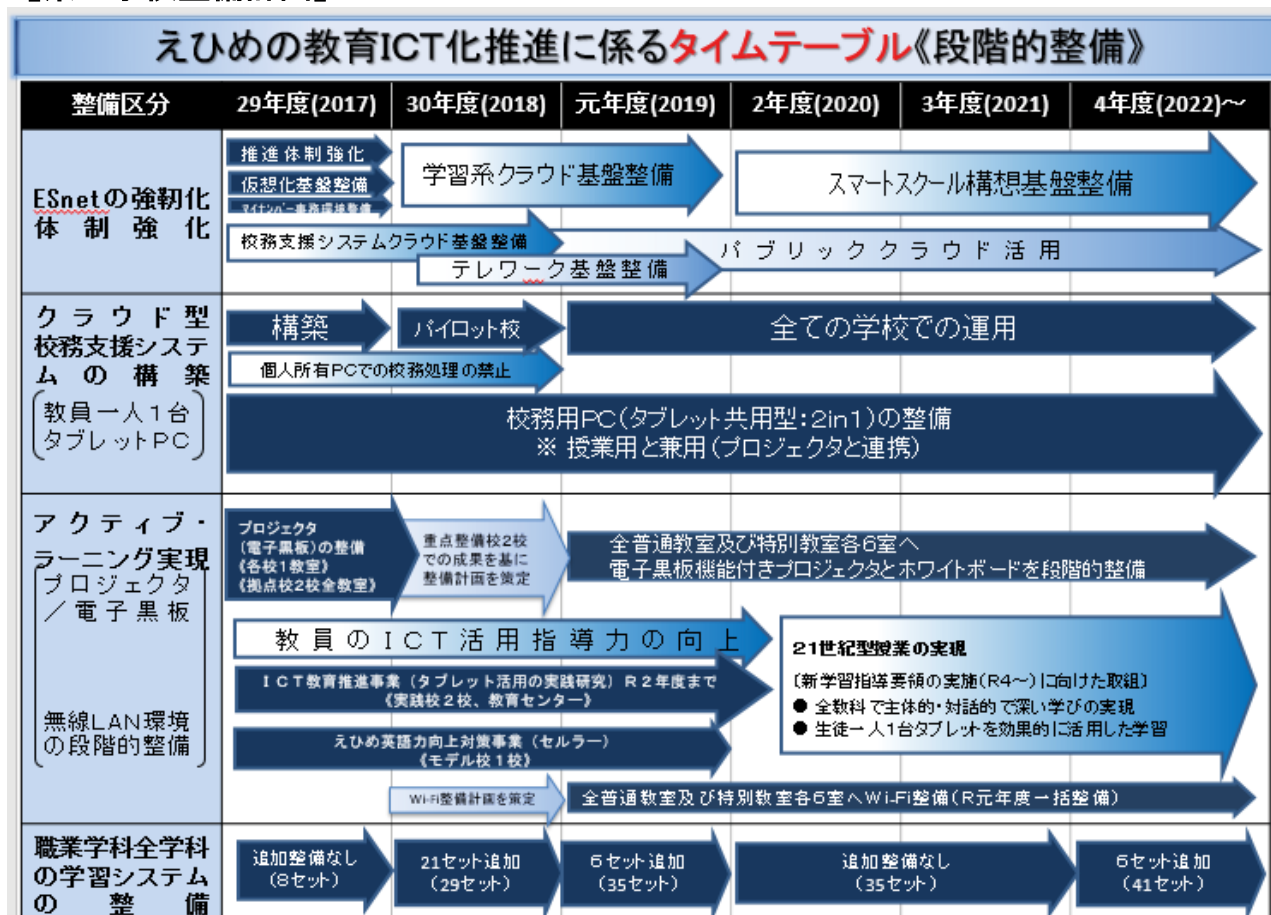
- また、公立小中学校については、これまで校内通信ネットワークの整備及び一人1台端末の整備が完了していない市町の全てが、令和2年度中に整備に向けて着手する意向である。
- ICT支援員については、県独自にICT教育研究実践校となっている県立学校に派遣しているほか、教員配置の工夫の中で小中学校へ配置している状況。
- 情報リテラシー向上のための学習用アプリを県独自に開発し（令和2年度）、授業での活用や家庭での自主的な活用を促す。

【実現後の効果】

- ◇ ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備の一層の進捗
- ◇ 児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

【県立学校整備計画】



【GIGAスクール構想に係る市町の対応予定】

(令和2年6月1日時点)

対応時期	ネットワーク	端末※
整備済み	3町	1町
令和2年度中	17市町	19市町
合計	20市町	20市町

※ 小中学校の全学年が対象

22 安全・安心な教育環境整備の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 長寿命化対策等

- ・学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、計画的な部分的改修も国庫補助対象とし、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにするなど、補助要件を緩和するとともに十分な予算を確保すること。また、公立高等学校についても補助対象とすること。
- ・長寿命化改良事業の対象となっていない私立学校施設について、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。
- ・エアコン設置事業に関しては、公立高等学校ではリースによる整備が殆どであるため、リース料金に対する特段の財政措置を講じること。

(2) 補助単価の引上げ

- ・公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう補助単価の引上げを図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 現行制度において、長寿命化改良事業は、原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な工事が対象とされており、財政規模の小さな地方公共団体でも対応できるよう、計画的に改修する部分的な工事も補助対象とすることを求める。
- 学校施設は地域住民の応急避難場所として大きな役割を果たすなど、その安全性の確保は極めて重要であり、非構造部材の耐震化は積極的に取り組んでいくべき喫緊の課題であるが、地震防災対策特別措置法改正法による財政支援の拡充もなく、経年劣化に伴い、新たに対策が必要となる箇所が増加しているなど、財源確保が課題となっている。
- また、公立学校施設整備事業において交付金の算定基礎となる補助単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているが、実際の工事に要する経費と補助単価に依然として乖離があり、事業費に見合う額が交付されておらず、地方公共団体にとって実質的な超過負担となっている。
- 学校施設の長寿命化に対する国庫補助制度は、国公立学校施設のみが補助対象であり、私立学校については耐震化に係る国庫補助制度を活用せざるを得ない状況である。

【愛媛県内の取組】

- 県内公立学校では長寿命化対策として、令和2年度末までに長寿命化計画の策定を予定しており、施設の老朽化に伴う非構造部材の耐震対策を含め、計画的に整備を進めることとしている。
- 普通教室へのエアコン設置率等（令和元年度末時点）は
 - ・公立小中学校は90%を超える見通しだが、今後、更新に係る経費が随時発生。
 - ・県立学校は100%となったが、殆どがリースによる整備であり、毎年度リース料金が発生。
- 私立学校施設については、28年度に耐震補強及び耐震改築に係る費用の一部を補助する制度を創設したが、少子化による園児・生徒数の減少により学校経営は厳しい状況にあり、多額に上る耐震化費用の確保が困難な状況。

【実現後の効果】

- ◇ 地方自治体の負担軽減が図られ、長寿命化対策、非構造部材の耐震化などの公立学校及び私立学校の施設の安全性確保等に向けた整備が一層推進され、児童生徒、地域住民の安全・安心の確保につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課
総務部総務管理局私学文書課、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

Ⅲ 人口減少対策

～安全・安心で住みやすい暮らしの実現～

《医療》

23 医師確保対策について

[1] 医師確保対策

【厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討

- ・都道府県の機能強化や医師の自律性に基づく偏在対策では限界があることから、医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。
- ・医師確保計画の取組のうち、圏域間の医師偏在対策に有効とされる地域枠制度の継続は必須であることから、令和4年度以降の医学部入学定員や地域枠制度の在り方の協議を進めるに当たり、地域の実情や都道府県の意見などを十分に反映すること。
- ・また、近年、法改正に伴う都道府県の権限強化や事務の移譲等により、都道府県の業務負担が大幅に増加しているため、財政的支援を国において措置すること。

(2) 医師が確実に地方に分散される仕組みの構築及び総合診療専門医の研修・教育体制の充実

- ・専門医登録のシーリング設定については、都道府県間において実効性を伴う定員調整を検討することはもちろん、シーリング結果の公表に伴う各地域への影響を考慮し、都道府県と十分に意見交換を行った上で決定し、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。
- ・地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成16年度の臨床研修制度の必修化以降、大学医学部の医師派遣機能の低下による地域の中核的医療機関の医師不足が顕在化し、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にある。
- 国は、平成20年度からの医学部入学定員の増員や新たな専門医制度を実施しているが、医師養成には長い時間が必要であるほか、単に医師数を増やすだけでは、現在の地域間や診療科間の偏在解消に結びつかない。
- 平成30年の医療法等の一部改正により、1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設、2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化、3. 医師養成過程を通じた地域における医師確保対策の充実、4. 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応、などにより地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するための措置が講じられた。
- 令和元年度に策定した医師確保計画に基づき、本格的な医師偏在対策を実行するため、柱となる地域枠制度について、令和4年度以降の取扱いは令和2年度以降に開催される国の検討会等において具体的な議論が行われる。

【本県の取組】

- 本県では、自治医科大学卒業医師の活用やドクターバンク事業等を通じて、即戦力となる医師の掘り起こしに努めるとともに、地域枠入学生を対象とした奨学金の創設や、地域医療に関する寄附講座の運営等により、地域医療を担う医師の養成・確保に努めているところ。
また、県内の地域や診療科間の偏在を解消し、将来にわたって、安心できる医療を県民に提供していくために、地域医療に従事しながらキャリア形成できる環境を整備し、奨学生医師をはじめとする若手医師の県内定着を図ることとしている。

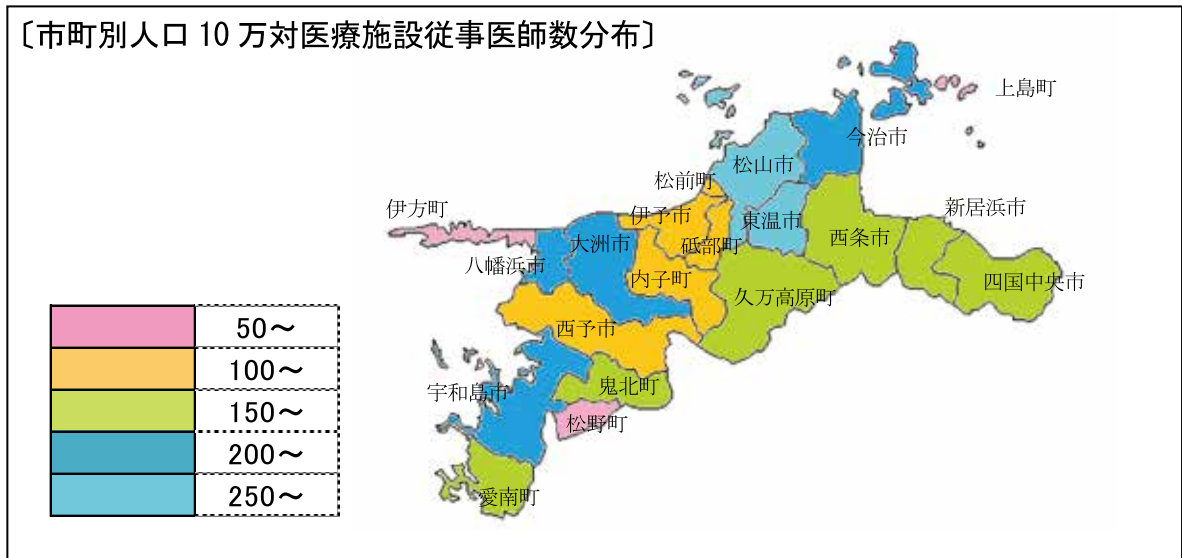
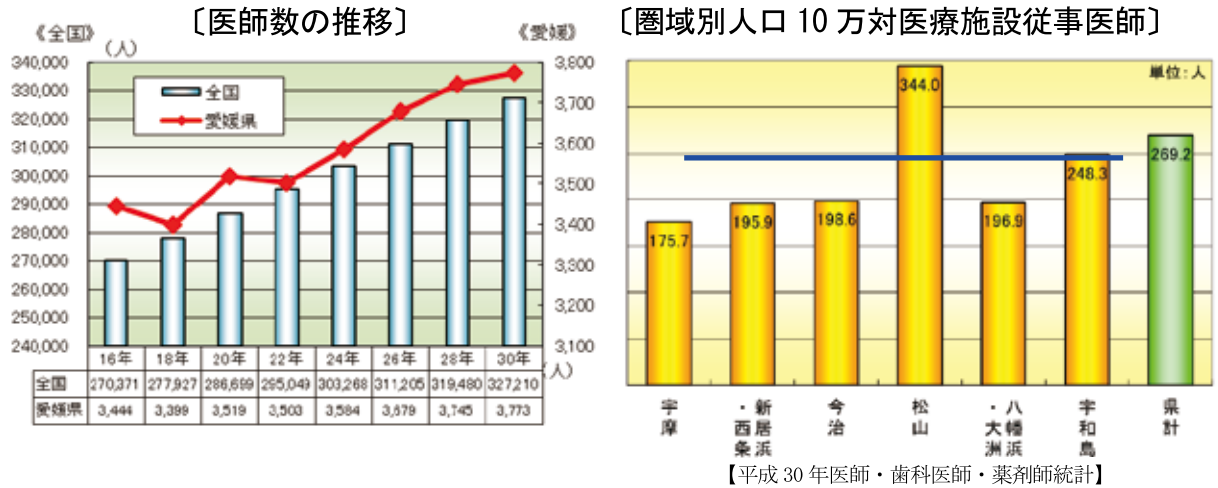
【実現後の効果】

- ◇ 地域の医師不足が解消され、県民全てが、いつでもどこでもどの分野でも安心して医療を受けられる社会が形成できる。

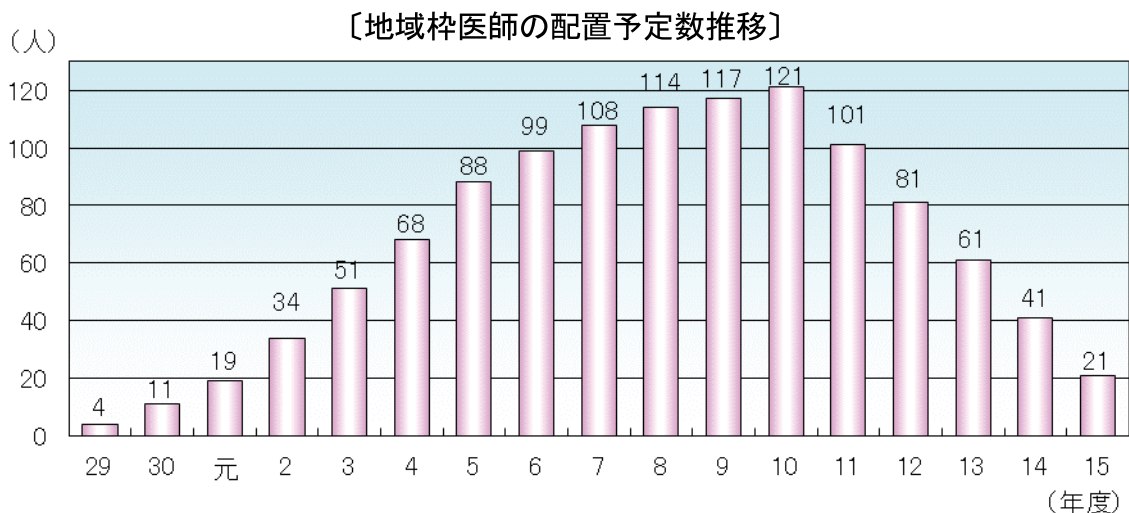
県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

本県の医師の状況

- 平成30年12月31日時点における医師数をみると、前回調査（平成28年）から全国では7,730人（2.4%）増加し、本県では28人（0.7%）増加する結果となっており、全国に対して本県の増加率が減少傾向にある。
- また、人口10万人当たり医療施設従事医師数を圏域別にみると、松山圏域以外は全て全国平均以下となっており、宇摩圏域では、松山圏域の半数程度の医師数となるなど、医師の地域偏在が顕著となっている。



- 医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学生医師は、計画ではピーク時に120名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。



23 医師確保対策について

[2] 災害医療従事者の育成・確保への支援

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○災害医療従事者の育成・確保

本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズに調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含む近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。

本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）や、県外での研修受講旅費など所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業として都道府県が養成するDMAT（以下「都道府県DMAT」という。）研修を実施している。

○都道府県DMATの保有に係るDPC評価及び財政支援

また、都道府県DMATを保有する医療機関は、平時から携行医療資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に「都道府県が養成するDMATの保有」を加えることが必要である。

加えて、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、都道府県DMAT研修実施経費、現場携行用医療資機材及びDMAT車両整備に係る恒久的かつ柔軟性に高い財政支援制度の整備が必要である。

【実現後の効果】

◇ 都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施、現場携行用医療資機材及びDMAT車両等を整備し、災害医療従事者を育成・確保することにより、発災時の傷病者の対応に資することができる。

（参考）

都道府県によるDMAT養成研修の実施状況

➢ 27都道府県で実施（令和元年度）

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

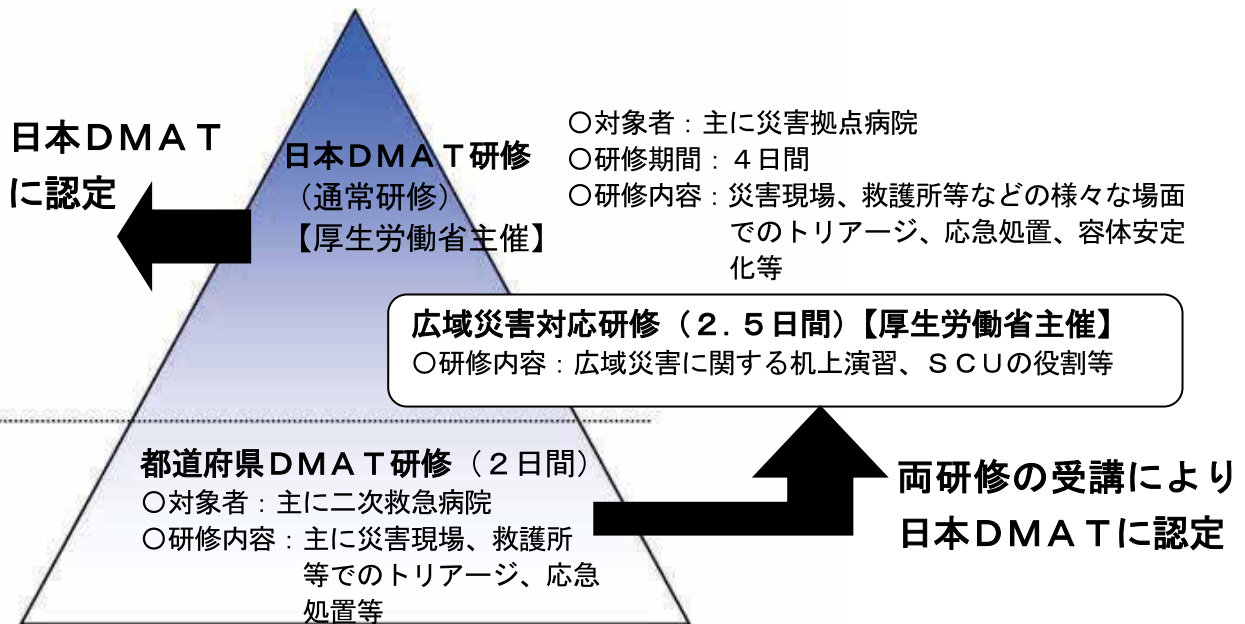
日本DMATの認定について

日本DMATに認定されるためには、「日本DMAT研修」(通常研修 [厚生労働省主催]) を4日間受講及び試験合格する必要あり

上記のほかに、



都道府県DMAT研修に加えて、
広域災害対応研修(2.5日間[厚生労働省主催])の受講及び
試験合格で、日本DMATに認定される



【愛媛県の実践】



【災害医療従事者研修】



【DMAT支援チーム研修】



24 輸血用血液製剤の管理に係る新制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせず、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○医療機関による血液製剤の在庫

日本赤十字社による医療機関での血液製剤備蓄所の廃止に伴い、救急医療機関では救急患者に対応するため、一定量の輸血用血液製剤を在庫する必要があるが、本県では地理的要因により、血液製剤の卸売販売を行う愛媛県赤十字血液センター（松山市）から遠隔地にある救急医療機関が多く、搬送に時間を要する医療機関はより多くの在庫を抱えなければならない。

○血液製剤の特性

血液製剤は善意の献血から賄われているが、使用期限が短い（4～21日程度）ことから、医療機関においては適正な在庫量の確保に努めているものの、血液製剤備蓄所の廃止により、使用期限超過による廃棄血液製剤が増加し、貴重な献血が無駄になることが懸念される。

また、輸血が必要な患者発生時に、血液製剤の在庫が少ない救急医療機関において迅速な対応が困難となることから、血液製剤を所有する三次救急医療機関への救急患者の集中が懸念される。

○血液製剤の医療機関同士の融通

血液製剤を販売、授与等する際には、医薬品医療機器等法の規定による医薬品販売業の許可が必要であり、基準に適合した販売店舗、管理する専任薬剤師の確保が必要であるほか、譲渡・譲受時には相手先等を記録し、その記録を保存する必要がある。

【実現後の効果】

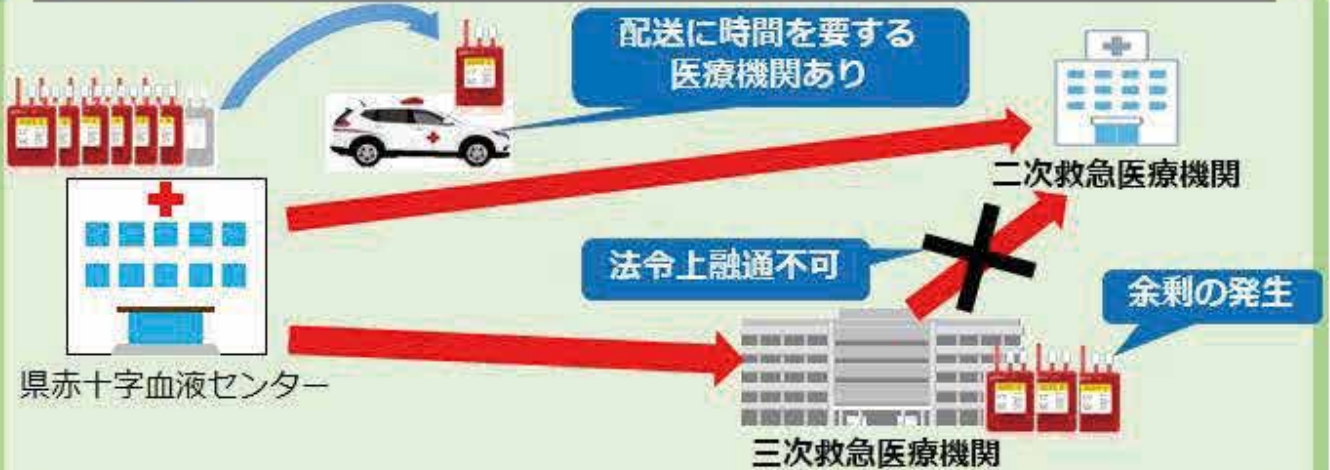
- ◇ 血液製剤の弾力的な運用が実現でき、三次救急医療機関の廃棄血液の削減及び負担軽減につながるとともに、多くの善意で賄われている貴重な献血を無駄にすることなく活用することができる。
- ◇ 融通を受ける二次救急医療機関において、輸血が必要な患者への迅速な対応が可能となり、緊急時の医療提供体制がより充実する。

県担当部署：保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

輸血用血液製剤の管理に係る新制度の創設について

現状

血液センターから医療機関への直配のみ

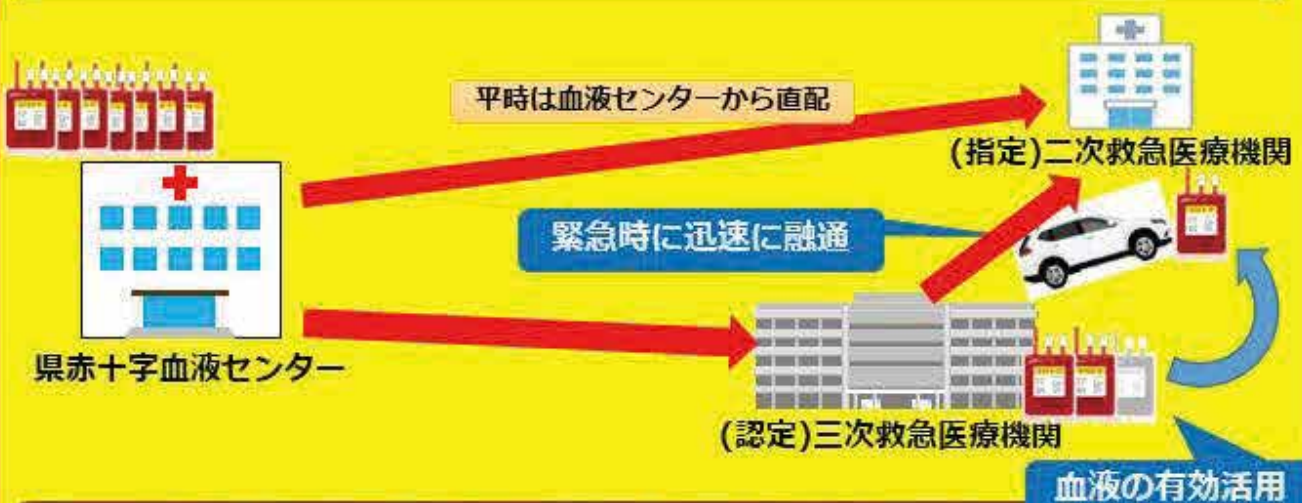


- 血液製剤配送までの対応（患者への迅速対応が困難）
- 血液製剤を所有する三次救急医療機関への患者の集中
- 使用期限切れによる廃棄量の増加
（医療機関の負担増、善意の献血が無駄になる）

➤ 都道府県が認定した三次救急医療機関のみ、法に定める「業」の範疇外とする。

提案

医療機関同士の融通を可能とする



- 二次救急医療機関での迅速な患者対応が可能
- 緊急時の医療提供体制の充実
- 三次救急医療機関の廃棄血液の削減
（医療機関の負担軽減、血液製剤の有効活用）

25 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

- (1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

【現状と課題（背景・理由等）】

○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（R1年度）は252,741千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。

しかしながら、格納庫の確保に係る費用や搭載医療機器・運航管理室の維持管理費などの補助対象外経費が発生している。

また、国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が75.5%（R1年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度が必要である。

○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっている。

令和2年度と同補助金予算総枠（232億円）は増額されたものの、元年度都道府県計画額（305.4億円）を下回っており、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇ 地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課

○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2）
- ・補助基準額：252,741千円/箇所（R1）



◆補助金総枠の交付率（全国）は75.5%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率(調整率)
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%
R1	230.4 億円	305.4 億円	75.5%

○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度： 33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度： 259 件
- ・ H30 年度： 289 件
- ・ R1 年度： 346 件

26 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

- ・本基金について、地域の実情に沿って柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

(2) 早期の内示など基金の円滑な運用

- ・内示により基金配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等が基金活用事業を実施することが困難であるため、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えている。早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

1 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保

本県では、医療分野としては、地域の実情に沿った医療提供体制を構築し、「県民安心の愛媛医療」の維持確保を図るため、平成27年度に地域医療構想を策定した。構想では、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療とともに、高度かつ専門的な医療については、各医療圏の広域的な連携を確保して地域医療を守ることにしている。

また、介護分野としては、団塊世代が後期高齢者になる令和7年を見据えた中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムの構築を柱として、平成30年3月に高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定した。計画では、「健康長寿を実感し、地域において愛顔^{えがお}で暮らせる共生社会づくり」を目指し、社会参加の促進や在宅医療・介護連携の推進のほか、認知症高齢者への支援、高齢者施設の整備・充実や介護人材の確保に努めることにしている。

本基金の目的は、地域における医療と介護の総合的な確保であり、地域の実情に沿って活用できる制度にするとともに、構想等の実現に向けて十分な財源の確保が必要。

2 早期の内示など基金の円滑な運用

内示を受けるまで基金の配分見通しが全く立たないことや、地元大学と連携した事業が配分額算定の積算から除外されるケースがあることなどが、基金活用事業の円滑な実施を図る上で障害となっているため、事業実施に必要な基礎的な額をあらかじめ定めるとともに、内示を前年度中に行い、内示後は関係者へ意見聴取する期間を考慮した交付申請期限の設定などの円滑な運用が必要。

【実現後の効果】

- ◇ 柔軟な活用が可能となり、将来にわたって財源が安定的に確保されることにより、地域医療構想や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げた施策の適切な実施につながるとともに、愛媛らしい医療・介護提供体制の構築が図られる。
- ◇ 運用の円滑化により、医療・介護の関係機関・団体等による基金活用事業の早期の着手が可能になるなど、医療・介護サービスの向上が見込まれる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課
生きがい推進局 長寿介護課

Ⅲ 人口減少対策

～安全・安心で住みやすい暮らしの実現～

《生活・環境》

27 過疎地域自立促進特別措置法失効後の過疎対策に向けた新たな法律の制定について

【総務省】

【提案・要望事項】

過疎地域自立促進特別措置法失効後も引き続き法律に基づく過疎地域の総合的な振興策が講ぜられるよう新たな法律を制定すること

【現状と課題（背景・理由等）】

過疎地域の振興については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以降、4 次にならって立法措置が講じられ、総合的な過疎対策事業が実施されており、県土の 6 割を占める過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、国全体で人口減少と少子高齢化が急速に進展する中、本県が過疎地域等の全ての集落を対象に、平成 30 年度に実施した集落实態調査結果によると、集落の平均高齢化率が前回調査以降 5 年間で 6% 増加（42.6%⇒48.6%）したほか、14 集落が無人化するなど、過疎地域においては、地域の担い手が不足し、集落機能の低下に加え、集落の維持そのものが困難となりつつあるほか、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃、農林水産業をはじめとする地域産業の衰退、公共交通の廃止・縮小、情報通信格差、医師の不足など極めて厳しい状況に直面している。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、地球温暖化の防止など多面的な機能の発揮により、豊かな国土形成に寄与するとともに、国全体の産業活動や生活を支えている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効するが、県内 20 市町のうち、17 市町が過疎地域を有する本県において、財政基盤や地域経済が脆弱な過疎市町が、様々な課題に取り組むためには、引き続き、法的枠組みによる支援が不可欠であり、地域の特色ある発展を目指した総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、令和 3 年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定することを強く要望する。

【実現後の効果】

過疎対策事業債、過疎地域等自立活性化推進交付金を有効に活用することにより、産業の振興、生活環境の整備、医療の確保等、過疎地域自立促進のための総合的かつ計画的な対策を実施することが可能となる。

県担当部署：企画振興部地域振興局地域政策課

28 資源循環の促進に向けた取組の強化について

【環境省・経済産業省・農林水産省・厚生労働省・文部科学省・内閣府（消費者庁）】

【提案・要望事項】

国のプラスチック資源循環戦略の策定や食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、地方の積極的な取組を強化するため、財政支援など必要な措置を講じること。

- (1) **プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進**
 - ・プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進等のほか、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。
 - ・海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を行うとともに、さらなる効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみを補助対象とすること。
 - ・海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を講じること。
- (2) **食品ロス削減の取組に対する対策強化**
 - ・地方公共団体が行う食品ロス削減推進計画の策定や食品ロス実態調査への支援を強化すること。
 - ・食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制、消費者への普及啓発、学校等における食育の実施、フードバンク活動への支援等、食品ロス削減に向けた国民運動をさらに強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

海洋プラスチックごみや食品ロスは、近年、国際的に大きな環境問題とされ、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」においても削減目標が掲げられている。

○海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみによる海洋汚染は、水産業や観光業等にも深刻な影響を及ぼしており、国全体として、プラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を促進することが必要である。

○食品ロス問題

食品ロスの削減は、喫緊の課題として、国民運動として取り上げられており、食品の生産、製造、販売、消費の各段階で主体的に取り組み、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

【愛媛県内の取組】

○プラスチック資源循環の推進

これまで、海洋プラスチックごみをテーマとしたシンポジウムの開催等の啓発活動を展開してきたほか、海洋ごみの回収や体験型学習会を実施している。

また、市町とともに令和2年3月に策定した「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、代替製品等の認知度向上の支援、海洋プラスチックごみの実態把握や回収の徹底等による削減に取り組むこととしている。

○食品ロス削減の推進

これまで、県、市町等を構成員とする愛媛県食品ロス削減推進協議会を立ち上げ、「3010運動」の普及を図るとともに、食品ロス削減に取り組む飲食店、小売店や職場単位の登録制度を展開する等、様々な普及啓発事業を行っている。

引き続き、このような取組を通じ、県民意識の醸成を図り、オール愛媛で、もったいないの精神を活かした食品ロス削減対策に取り組むこととしている。

○「第3次えひめ環境基本計画」（令和元年度）の策定

「愛顔あふれる持続可能なえひめ」を目指すべき将来像として、プラスチック資源循環や食品ロス削減などの施策に積極的に取り組むこととしている。

【実現後の効果】

- ◇ 県民、事業者、行政等、様々な主体が一体となり、地域全体で、資源循環の促進、資源消費の抑制を図り、環境の課題解決のみならず、経済・社会的課題も同時解決し、持続可能な循環型社会（地域循環共生圏）の形成を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 循環型社会推進課

29 再犯防止に関する取組の推進について

【法務省】

【提案・要望事項】

再犯防止施策について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国が主体的に取り組むとともに、地方が国と連携し、地域の実情に合った再犯防止の取組みを着実に推進できるよう、財政支援など必要な措置を講ずること。

(1) 地方の再犯防止施策への財政支援

・令和2年度までの委託事業である地域再犯防止推進モデル事業終了後、地方再犯防止推進計画に基づき、地方が国と連携して、一元的な相談体制の整備等の取組を着実に推進できるよう、必要な財政支援を行うこと。

(2) 刑事司法手続中及び終了後の連携体制等の整備

・犯罪をした者等を円滑に地域の支援につなげるため、刑事司法手続中はもとより、その終了後においても、刑事司法関係機関、地方公共団体、地域支援者相互の情報の共有や連携が適切に行えるよう、個人情報取扱いに関する法制度や支援に必要な情報共有の仕組みを整備すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○地方公共団体に対する財政支援の必要性

本県では、再犯防止推進法に基づき、令和元年度に県再犯防止推進計画を策定し、就労の場や住居、福祉サービスなど、地域の資源を活用し、国と協働の上、刑務所出所者をはじめ、支援を必要とする者を刑事司法手続中の初期段階から必要な支援へつなぐとともに、犯罪をした者等が抱える様々な課題に対し、地域のネットワークにより多機関が連携して対応をしていくこととしている。そのためには、各支援機関の支援内容を熟知し、適切に必要な支援をコーディネートする一元的な窓口の設置や、専門的な人材の確保が必要であり、こうした取組を着実に進めるには、安定的・恒久的な財源が不可欠である。

○国と地方公共団体との連携体制等の整備

地方公共団体においては、支援を必要とする犯罪をした者等や指導に関する情報がないため、支援対象者への円滑で効果的な支援を行うには、刑事司法関係機関から地方公共団体や支援者に対して、個人情報など支援に必要な情報を提供する法制度や仕組みの整備が課題となっている。

【愛媛県内の取組】

○新規就労支援事業等の取組

令和元年度から法務省の委託事業により、刑事司法関係機関と連携し、刑務所出所者等の就労を支援し、地域定着を推進するため、就労支援コーディネーターによる就労プラン作成や協力雇用主と連携した職場体験等に取り組んでいる。

また、刑事司法関係機関・地方公共団体・地域支援者等の関係者が会し、情報共有を行うため、地域における社会復帰支援のネットワークづくりに取り組んでいる。

【実現後の効果】

◇ 犯罪をした者等が抱える課題等に応じ、法務少年支援センターをはじめとする刑事司法関係機関と協働した支援体制が整備されることにより、地域における就労定着や保健福祉サービス等の提供等による生活の安定を図り、再び犯罪等に陥ることを防止し、もって県民が安全・安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

県担当部署：県民環境部県民生活局県民生活課

30 脱炭素社会の実現に向けた対策の強化について

【経済産業省（資源エネルギー庁）・環境省】

【提案・要望事項】

(1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための対策強化

- ・家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、省エネルギー設備の導入や建築物のネット・ゼロ・エネルギー化に対する支援を強化すること。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、産業部門等の脱炭素技術の開発・実用化を一層推進すること。

(2) 気候変動影響への適応の取組に対する支援強化

- ・気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供や、県気候変動適応センターの活動支援など地域における具体的な適応策の立案・実施に対する支援を強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○温室効果ガス排出量の増加

近年、火力発電所の稼働増に伴い、特に業務・家庭部門の温室効果ガス排出量が増加しており、事務所、店舗等における省エネ効果の高い設備改修や、住宅・オフィスビル等の建築物のネット・ゼロ・エネルギー化など、既存技術の活用による脱炭素化を一層促進していく必要がある。

また、現時点では脱炭素化のハードルが高い産業部門や運輸部門については、次世代の脱炭素技術の開発や実用化を一層推進する必要がある。

○気候変動の影響

地球温暖化によって極端な高温や強い台風などの異常気象が各地で発生するなど、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しており、各地域における気候変動の影響に応じた適応の取組みを強化する必要がある。

【愛媛県内の取組】

○県民総ぐるみでの地球温暖化対策の推進

「愛媛県地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策に繋がる賢い選択を促す各種キャンペーンなどを通じた意識啓発や、省エネ・再エネ設備の導入に対する低利融資、ZEHや家庭用蓄電池の導入支援等を行っている。

また、令和2年4月に県気候変動適応センターを設置し、気候変動の影響及び適応に関する情報収集、分析、調査研究や、市町や関係機関等への情報提供・指導助言を行うこととしている。

【実現後の効果】

- ◇ 地域全体で再エネ・省エネの更なる導入を促進し、将来的な脱炭素化に向けて、温室効果ガスの大幅な削減を図るとともに、気候変動の影響に対する適応策の推進により、住民の安全・安心を確保し、もって持続可能な低炭素社会の実現を目指す。

県担当部署：県民環境部 環境局 環境政策課

31 エネルギーの安定供給の維持・確保について

[1] 新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化

【経済産業省（資源エネルギー庁）・環境省】

【提案・要望事項】

エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。

- (1) エネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化
- (2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充及び環境の整備

【現状と課題（背景・理由等）】

○国のエネルギー政策と電力需給の安定化

【現状】

- ・ 「エネルギー政策基本法」において、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定・実施することは、国の責務とされており、第5次「エネルギー基本計画」（H30年7月改訂）では、中期的展望（2030年シナリオ）としての最適な電源構成が示されている。（再生可能エネルギーの比率 22～24%程度、原子力発電の比率 20～22%程度）

【課題】

- ・ 再生可能エネルギーは、季節や天候等による発電量の変動が大きく、依然として出力や安定供給、コスト面で課題を抱えている。一方、ベースロード電源とされる原子力は安全性や国民への理解等が、石炭火力は環境への負荷が課題となっており、エネルギーのベストミックス実現による電力需給の安定化に向け、国は具体策を示し、着実に実行していくことが望まれる。

○新エネルギーの導入促進

【現状】

- ・ 固定価格買取制度による太陽光を中心とした発電設備の導入拡大により、多くの地域で系統接続量が限界に達しており、九州電力において太陽光発電の出力制御が実施される事例も生じている。
- ・ 発電設備の設置による環境や景観への影響等をめぐり、地元との調整や太陽光発電設備等の廃棄対策、災害発生のおそれ等、地域の懸念が一層顕在化している。

【課題】

- ・ 新エネルギーの更なる導入促進に向け、系統運用の見直しや蓄電池の設置等のインフラ整備など抜本的な系統連系対策が必要であるほか、近年多発する災害時のエネルギー確保という観点からも、将来に向けた「エネルギーの地産地消」への積極的な取組が求められている。
- ・ 家庭や企業向けの設備導入に係る補助制度等、国の支援策の拡充のほか、更なる技術開発や高性能で低コストの蓄電技術の開発研究が必要であり、国が戦略的に取り組むことにより、その道筋を明確にしていくことが望まれる。
- ・ 事業計画認定時に地元の意見を確実に反映させる体制を構築するなど、地域との共生を図り、長期安定的な事業運営が行われるための環境整備が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 市町とも連携し、家庭用燃料電池や蓄電池の導入補助に加え、中小企業の新エネ設備等の導入に向けた県単低利融資制度の拡充や工業用水道等を活用した小水力発電のほか、市町等が実施する再生可能エネルギーの導入可能性調査に対する支援を行うなど、本県の特長や実情に応じた多様な再生可能エネルギーの導入促進に努めている。

【実現後の効果】

- ◇ 地域の実情に応じた新エネルギーの導入促進

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 産業政策課
県民環境部 環境局 環境政策課

31 エネルギーの安定供給の維持・確保について

[2] エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

【提案・要望事項】

国のエネルギー政策に協力してきた電源立地地域の恒久的な振興や安全確保を図るため、また、東日本大震災での教訓や昨今の自然災害の激甚化・大規模化を踏まえ、エネルギーの安定供給システムの維持・確保のため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。

- (1) 原子力発電施設の廃炉プロセス完了までを見据えた財源措置
- (2) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町（エリア）の拡大及び愛媛県・交付対象市町への交付金の増額
- (3) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金の増額

【現状と必要性（背景・理由等）】

- 東日本大震災後、愛媛県ではH24年度に地域防災計画（原子力災害対策編）を改訂し、重点的に防災対策を行う範囲をEPZ（概ね半径10kmの地域）から、PAZ（概ね半径5kmの地域）、UPZ（概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域）に拡大しており、国においても、エネルギーの総合的な対策を実施する責務を有している立場から、地方自治体や事業者等と連携しながら、安全対策とエネルギー関連施設の運転円滑化に一層拡充し取り組む必要がある。

【課題と要望内容】

- 四国電力では、伊方発電所1号機に続いて2号機の廃炉を決定（H30年3月）したところ。H29年9月から1号機の廃止措置作業に着手したが、その完了には約40年の長い期間を要し、地域の経済、雇用、財政等に影響を及ぼすことが懸念される。については国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の恒久的な振興や安全確保のため、廃炉プロセス完了までを見据えた交付金制度の拡充による財源確保を求める。
- H23年発生 of 東日本大震災の影響による原子力・火力発電所の事故・運転停止の教訓や、昨今毎年のように発生している自然災害の激甚化、被害の大規模化を踏まえ、国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を維持・確保するため、電源立地及び周辺地域の安全対策強化並びに振興に係る既存制度の交付対象市町（エリア）の拡大、交付金の増額を求める。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛県では、県や地元市町において、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、電源立地地域対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金などを活用し、防災・安全対策事業等を展開している。

〔参考〕R2年度交付金の交付限度額

・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	県・地元市町総額	877,410千円
・電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）	県・地元市町総額	453,682千円
・石油貯蔵施設立地対策等交付金	県・地元市町総額	192,787千円

【実現後の効果】

- ◇ 地域住民の一層の安心・安全確保

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 産業政策課

32 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について

[1] 警察基盤の強化

【総務省・国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

(1) 愛媛県警察官の増員

- ・警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。

(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強

- ・治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○過重な業務負担

本県警察官の1人当たりの負担人口は全国で17番目、負担世帯数は全国で3番目に多く、同規模県の中でも高い業務負担の平準化を図るためには、本県警察官の増員が必要である。

○人身安全関連事案対策や特殊詐欺対策等の治安課題への的確な対処

現在、本県では、既存の人員で対処し難い

- ◇ 人身安全関連事案対策
- ◇ 特殊詐欺対策
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策及び大規模災害対策
- ◇ サイバー犯罪・サイバー攻撃対策
- ◇ 捜査手法・取調べの高度化及びDNA型鑑定等の科学捜査力の充実

等の治安課題があり、これらに的確に対処し、県民の期待と信頼に応えるためには、本県警察官の更なる増員が必要である。

○各種装備資機材の整備が不十分

- ◇ 大規模災害時における救出救助活動等の初動対応に機動的かつ的確に対処するため、災害現場画像送信システムなど各種資機材の充実が必要である。
- ◇ 原子力関連施設等へのテロ対策、サイバー犯罪・攻撃対策など各種治安課題に的確に対処するため、装備資機材の更なる整備・充実が必要である。

○警察車両の整備率が四国最下位

本県における警察官1人当たりの警察車両（国費）整備率は、四国4県で最下位であることから、更なる増強が必要である。

○自動車ナンバー自動読取システムの整備が不十分

広域化、複雑多様化する犯罪情勢に対処するため、自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 安全で安心な社会の実現

本県担当部署：警察本部 警務課・生活安全企画課・刑事企画課・警備課等

32 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について

[2] 交通安全施設更新事業の計画的な推進

【国家公安委員会・警察庁】

【提案・要望事項】

交通安全施設更新事業の計画的な推進

- ・「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○交通安全施設の現状

本県では、いわゆる「第二次交通戦争」に係る総合対策の一環として、平成元年から15年にかけて、交通安全施設を重点整備し、交通の安全と円滑を図ってきたところであるが、これらの更新基準が19年であることから、現在、交通安全施設の大量更新時期を迎えている状況にある。

○計画的な信号制御機の更新の必要性

交通安全施設の中でも「信号機の心臓部」となる信号制御機は、特に重要度が高く、確実な保守が求められているものであり、更新が滞った場合には、老朽化による故障で滅灯、誤動作等を引き起こし、交通渋滞や交通事故を頻発させるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、計画的に更新することが重要である。

○信号制御機の更新の取組

本県では、令和元年度末で約2,000基の信号制御機を設置・運用しているところ、更新基準（19年）が示されている中、既設信号機の見直しを図りつつ、毎年100基程度を更新し、適正な維持管理と更新の平準化を図ることとしている。この更新計画を確実に進めるため、警察庁の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金について、継続的に予算を確保する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 信号制御機を計画的に更新することが、老朽化に起因する故障等による交通渋滞や交通事故の発生を防止し、安全で円滑な交通環境を確保することにつながる。

県担当部署：警察本部 交通部 交通規制課

